

# 冬季の省エネルギー対策について

平成21年10月

省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議申合せ

世界的な経済危機からの脱出と地球温暖化防止という双方の要請に応えるためには、省エネルギー対策を継続的にかつ着実に実施することが不可欠である。政府は、昭和52年の閣議決定以降、省エネルギー・省資源対策推進会議において、特にエネルギー需要が増大する夏季及び冬季に、省エネルギー対策を国民各層に要請してきたところである。

1. オイルショック以降、大幅に増加した民生・運輸部門を中心としたエネルギー需要の増大への対策が特に大きな課題となっている。また、新興国の経済発展による世界的なエネルギー需要の増大等を背景として、化石燃料の市場価格の上昇圧力が高まっていることにより、エネルギー市場が不安定化しており、家庭、企業、地域など国民生活全般に対して、大きな影響を与えるようになっている。このような状況に対応するためにも、省エネルギーのより一層の推進が求められている。
2. 地球温暖化防止について、我が国は、本年9月の国連気候変動首脳会合において、すべての主要排出国による公平かつ実効性のある国際枠組みの構築と、意欲的な目標の合意を前提とし、1990年比で言えば2020年までに温室効果ガスの25%削減を目指すことを表明したところである。併せて、京都議定書第一約束期間における温室効果ガス排出量6%削減の約束を確実に達成するため、京都議定書目標達成計画に基づいた各施策の着実な実施が強く求められているが、これらを実現するに当たっても、省エネルギー対策は欠かせない。
3. 政府としては、平成20年5月に公布された「エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律」で、事業者単位でのエネルギー管理を義務付け、中小規模の事業場を多く設置する事業者を新たに義務の対象に加えるとともに、事業者の経営判断に基づく効果的な省エネルギーの取組の推進を図っている。本法が平成22年4月に施行されることに伴い、平成21年度の企業全体でのエネルギー使用量が一定規模以上の事業者は、平成22年7月末日までにエネルギー使用状況の届出が義務づけられ、より一層のエネルギー管理が促進されることとなる。また、エネルギー消費が増大する冬季に向けて、暖房中の室温を政府は19℃、民間は原則20℃とすることの徹底、照明機器の白熱電球から電球形蛍光灯への切替え、グリーン家電普及促進事業（エコポイント制度）を活用した積極的な省エネ家電の買換え、E S C O事業の導入促進、及び導入補助金、太陽光発電の余剰電力買取制度等の活用を通じた積極的な太陽光発電システムの設置や環境性能に優れた自動車（エコカー）の導入を始めとする別添の「冬季の省エネルギー対策について」を決定することにより、その各項目に沿った省エネルギーの実践、省エネルギー普及広報の実施等を通じて、国、地方公共団体、事業者及び国民が一体となった省エネルギーに関する取組の推進をより一層図ることとする。